高額介護合算療養費の 請書を送付します

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽 減するための制度です。

あります。

が必要になる場合が

自己負担額証明書

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4490

12月中旬以降、申請書を送付します 支給の見込みがある世帯に

度に加入している世帯です。 市国民健康保険または後期高齢者医療制 対象は、 平成27年7月31日時点で八代

険者から発行された 前加入していた医療保険者または介護保 定基準額を参考に申請してください。以 合や市町村を越える住所変更をした場合 申請する場合は、下記の支給要件と算 計算期間内の途中で保険が変わった場 申請書が届かない場合があります。

にご相談ください。

詳しくは担当窓口

平成26年8月1日~平成27年7月31日

甲請に必要なもの

要に応じて) 対象者名義の通帳、自己負担額証明書(必 健康保険証、 介護保険証、 印かん、 支給

国保ねんきん課

申請書提出先

各支所庁舎内の健康福祉地域事務所

2年以内

計算期間の末日

(7月31日) の翌日から

求の時効

70歳~74歳のみ 算定 基準額 区 分 保険証兼高齢受給者証 67万円 の負担割合が3割となっ ている場合 般 (①②以外) 56万円 世帯主と国 区分Ⅱ 31万円 保加入者全員 が住民税非課 区分I 19万円 税の場合 **%1**

・・・世帯の各所得が0円 年金収入の場合は80万円以下の人

区分	算定 基準額	
国保課税所得が 901 万円越	176万円	
// 600万 円越 901 万円以下	135万円	
// 210万 円越 600万円以下	67万円	
″ 210万 円以下	63万円	
世帯主と国保加入 者全員が住民税非 課税の場合	34万円	

70 歳未満を含む

算定基準額

(基準日:平成27年7月31日)

に21000円を超える分が合算の対象です。 自己負担額が、 同じ医療機関で入院・外来ごと ※70歳未満の人は、個人ごとに1カ月の領収書の

八代市国 康保険加入者

支給対象者、支給要件、

算定基準額

2

後期高齢者医療制

度加入者

世帯主)支給対象者

支給要件

額を差し引いた額が500円を超えた場合。 自己負担額の合計額から、左表の算定基準 入者全員が支払った医療保険と介護保険の 計算期間内に、世帯内の国民健康保険加

算定基準額

(基準日:平成27年7月31日)

円を超えた場合。



額の合計額から、

左

表の算定基準額を差

し引いた額が500

支払った医療保険と 制度の加入者全員が

介護保険の自己負担

後期高齢者医療制度加入者本人 支給要件 支給対象者 計算期間内に、 世帯内の後期高齢者医療

加入している医療保険者にご相談くださ

	区分	算定 基準額
現役並み 所得者	医療機関での自己負 担額が3割の人	67万円
一般	現役並み所得者、区 分 I・Ⅱ 以外の人	56万円
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非 課税の人(区分 I 以 外の人)	31万円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非 課税で、その世帯の各 所得が0円(年金収 入の場合は80万円以 下の人)	19万円